平成２１年（フ）第１７４０号
堺市堺区住吉橋町１丁５番５号　パレス住吉橋302号、前住所堺市堺区砂道町３丁２番21―401号
債務者　根来　由理（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
大分県豊後高田市玉津1710番地
債務者　明石美智香（旧姓建）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１４号
福島県会津若松市城西町７番39号　市営住宅城西団地５棟６号、前住所福島県会津若松市城西町７番30号　城西団地１棟１号
債務者　鈴木かよ子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
福島県会津若松市旭町１番40―602号サンシティ会津旭町、前住所福島県会津若松市天神町３番25号
債務者　髙橋久美夫
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
新潟県新潟市東区藤見町１丁目18番１―37号、前住所新潟県新潟市中央区窪田町５丁目308番地
債務者　外山　零子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７７号
名古屋市千種区今池３丁目１番５号　サンライズ豊和302
債務者　石田智恵美（旧姓柘）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５１号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅115号
債務者　平野　孝司
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５８号
愛知県一宮市千秋町穂積塚本字宮西48番地
債務者　武田　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７１号
香川県丸亀市綾歌町富熊1746番地２
債務者　水澤　尚士
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８９号
香川県東かがわ市白鳥2707番地
債務者　中村あかね
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９８号
香川県高松市東山崎町1355番地12
債務者　白井　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１４号
香川県高松市瀬戸内町24番11号
債務者　細谷　由美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１５号
香川県高松市瀬戸内町24番11号
債務者　細谷マス子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８１号
香川県三豊市詫間町詫間611番地17
債務者　三宅　正敏
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第９０５号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟508号
債務者　島本真由美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３００８号
名古屋市中区丸の内３丁目16番31号　フォーティンヒルズ丸の内504号
債務者　松本　一秀
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１２４号
名古屋市熱田区伝馬３丁目２番17号　インテリジェント神宮２Ｅ号
債務者　田畑幸太郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部